

霧島市高齢者運転免許証 自主返納メリット制度のご案内

霧島市では、多発する高齢運転者による交通事故防止と、公共交通の利用促進を図るため、市内在住の 65 歳以上で運転免許証を霧島警察署に自主返納され、「自主返納カード」を取得された方のうち、希望者に対し、以下の事業を実施します。

◎過去に自主返納メリット制度を利用された方は、今回の事業は対象外となります。

◎免許返納した本人の手続きとなります。

◎交付された乗車カード等の換金対応は行っておりません。

①かごしま共通乗車カード

②SUGOCA カード

③タクシーチケット

上記の①～③の事業の中からお一つだけ選択できます。

【受付窓口】

霧島市役所本庁舎7階安心安全課若しくは横川総合支所地域振興課

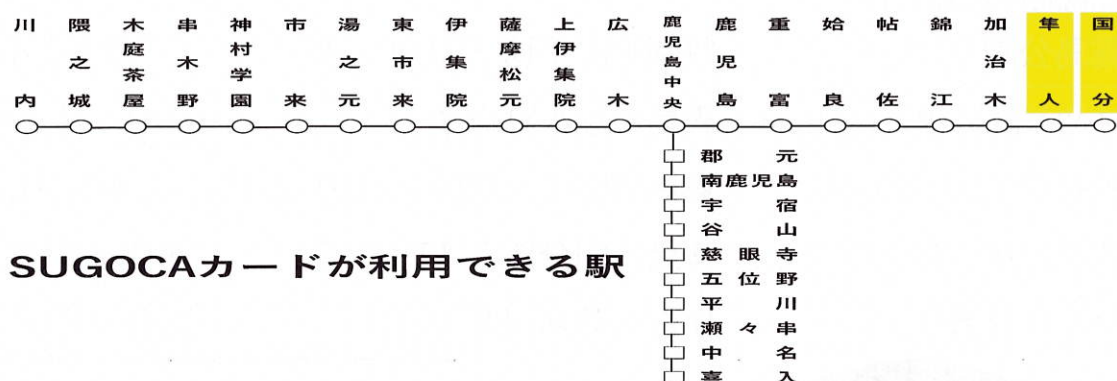
【内 容】

①かごしま共通乗車カード【バスカード】

- ・県内のバス・市内巡回バス・市電などで利用できます。
- ・5,500円分の利用が可能です。限度額使用後は、いつでもカードにチャージできます。

②SUGOCA カード【JR】

- ・JRで使えます。自動改札機のある駅のみ利用できます。



(霧島市内の駅では、国分・隼人駅のみ使用可能)

- ・5,500円分の利用が可能です。限度額使用後は、いつでもカードにチャージできます。

③タクシーチケット

・5,500円分の利用が可能です。

・チケットは、本人以外は使用できません。他人への譲渡や売買することはできません。偽りやその他不正な行為により、タクシーチケットを利用した者がいるときは、その者から利用額の全部または一部を返還させることがあります。

・チケットは、霧島市内発及び霧島市内着のみに利用できます。

・タクシーの乗車に対しては、チケット所持者1人に1回あたりチケット1,000円分(チケット所持者が2人の場合は2,000円、チケット所持者が3人の場合は3,000円…)まで利用することができます。また、いきいきチケット・免許証返納カード(1割引き)との併用はできません。必要な金額分だけ切り取って利用してください。チケットはおつりが出ませんので、チケットの金額に満たない分は現金で支払ってください。

・福祉タクシーに乗車する場合、運賃以外の介助料等の支払いにタクシーチケットを利用することはできません。

・チケットは発行後1年間しか利用ができません。また、紛失されても再発行はできません。

利用できるタクシー会社一覧表

	会 社 名	住 所	電話番号
1	旭交通	国分中央2丁目13-25	45-1111
2	中村タクシー	隼人町東郷1丁目266番地	43-3333
3	タクシー国際	牧園町高千穂3864-150	78-2521
4	有村タクシー	隼人町内山田1丁目2-1	42-1101
5	第一交通 ①霧島営業所 ②霧島神宮営業所	①国分上小川1567-2 ②霧島田口2459-1	①55-0611 ②57-0061
6	霧島公園タクシー	牧園町高千穂3864-32	78-2454
7	はやと国分福祉タクシー	霧島市隼人町真孝1088-1	090-7477-5061
8	福祉タクシーすみれ	霧島市国分上之段2289-28	48-2600
9	鹿児島民間救急つなぐ	霧島市国分新町1185-3	080-6400-3089
10	ひなた介護タクシー	伊佐市菱刈川北1805	080-7855-7936



～ お問合せ先 ～
霧島市役所7階
市長公室 安心安全課
電話 45-5111
(内線 1161, 1162, 1163)